

平成25年10月30日

帯広市長 米沢 則寿 様

帯広市特別職報酬等審議会

会長 金山 紀久

特別職の給料及び報酬について（答申）

平成25年6月4日付け帯職員第45号で諮問のあった「市長及び副市長の給料並びに議員報酬の望ましいあり方」について、別添のとおり答申します。



市長及び副市長の給料並びに議員報酬
の望ましいあり方について

答 申

平成25年10月30日

帯広市特別職報酬等審議会

はじめに

平成25年6月4日に市長から本審議会に対し、「市長及び副市長の給料並びに議員報酬の望ましいあり方」について諮問がなされた。

諮問を受け審議するに当たっては、直接選挙によって選出され、市民の代表として市民福祉の向上や地域発展のため、市政の執行や監視などに当たっている市長並びに議員の給料や報酬のあり方を検討する市民としての責任を重く受け止めつつ、様々な視点から審議を行ったところである。

本審議会として、これまでの経緯や今日的な行財政状況、他都市の状況等を慎重に審議した結果、市長及び副市長の給料並びに議員報酬とそのあり方について、以下の結論を得たので、ここに答申する。

1 市長及び副市長の給料について

市長は、市民の代表として選出され、地方公共団体である帯広市を統括する最高責任者としての職責を有し、政策決定や予算編成などについて重要な判断を行いながら、執行機関全体の一体的運営を確保しつつ、市政の執行に当たっている。

職責に基づく職務は、多様で広範囲におよび、年間を通じてほとんどの時間において公務等の活動に当たっている状況にある。

副市長は、市議会の同意を得て市長に選任される組織運営にかかわる実務の責任者としてトップマネジメントを補佐する重要な職責を有し、行政施策の推進や、市議会はもとより関係機関等との協議など、重要な職務を担っている。

こうしたそれぞれの職務・職責の重要性を踏まえると、市民にとって最も身近な行政機関である市が、市民の多様なニーズに応え、自主・自立の自治体運営を適切に行っていくためには、市民の代表である市長とその市長により選任される副市長の果たすべき役割は極めて重要であり、こうした役割を適切に果たしていく上で、職務・職責にふさわしい適正な水準の給料が確保されることが必要である。

現行の給料月額（「帯広市特別職の職員の給与に関する条例」に規定する給料月額。以下「本則額」という。）は、平成7年12月に市長が103万円、副市長が82万5,000円に引上げの改定がされ今日に至っているが、本則額の水準の見直し等の必要性に関するこれまでの審議会における意見なども踏まえ、今回は本則額の水準の妥当性等について、多角的、総合的に審議したところである。

審議の結果、本則額は他の道内主要都市の給料額や民間企業における役員報酬等との比較においても、決して高い水準ではなく、ほぼ妥当性を有する水準にあり、職務の特殊性や職責の重要性に応じた対価として一定の水準が保たれているものの、平成7年12月以降、本則額の改定がなされていないことから、この間の民間給与の動向や公務員の給与水準の推移等を踏まえつつ、市民理解の視点を考慮し、本則額を一定程度引き下げるのが適当であると考えるものである。

引下げの水準は、給料が常勤の労務の対価という点で、一般職の職員（以下「職員」という。）の給料と同様の性格を有していることや、職員の給料は、人事院及び北海道人事委員会の給与勧告を参考に改定がされ、社会経済状況の変化や、民間給与等の動向を反映した指標として一定の客觀性を有していることなどを踏まえ、他都市との均衡等も考慮しつつ、職員の給料水準の推移を主な要素として決定することを基本にすることが妥当であると考える。

こうした考え方のもと、本審議会としては、指標としての客観性や職員との均衡を重視し、帯広市職員給与条例に規定される部長職の給料月額の最高額の改定推移をもとに、その平均的な改定幅を指標として引下げの水準を決定することが適當と判断し、この改定幅が平成7年を基準とした場合、平成25年までに約2.5%の減となることから、この割合を本則額からの削減幅とし、次のとおり改定することが適當である。

市 長の給料月額 1,005,000円 (現行 1,030,000円)

副市長の給料月額 805,000円 (現行 825,000円)

改定の実施時期は、給料の減額措置が平成26年3月31日まで講じられていることから、平成26年4月1日とすることが適當であると判断するものである。

なお、この改定の水準は、給料の減額措置に至った経緯やこの措置に対するこれまでの審議会の意見を踏まえ、かつ、現在までの本市の財政状況の変化を考慮し、現時点での適切な水準として結論を得たものである。

2 議員報酬について

二元代表制による現行の地方自治制度にあって、議会が市民の多様な意見を市の意思決定に反映させる機能や、市長をはじめとする執行機関の監視機能を担う上で、市長と同様に市民の代表として直接選挙で選出される議員は、議会の構成員として重要な職務・職責を有している。

地方分権の一層の進展により、住民に最も身近な行政機関である基礎自治体としての市の責任領域が拡大することに伴い、今後、議会が担う機能の一層の

充実・強化が求められることから、議会を構成する議員の果たすべき役割は、ますます重要なものとなっている。

議員は、こうした役割を果たすため、市政全般の課題はもとより、市民の意見や要望を的確に把握して市政に反映させるなど、市民の代表として幅広く活動することが求められる。

議員報酬は、市民の代表としての活動の対価という性格を有することはもとより、多様な市民の意見をきめ細かく市政に反映させるため、若い世代をはじめとする幅広い年代層が議員として活動できる環境を整える面からも、適切な水準が確保されることが必要である。

現行の議員報酬の額は、市長及び副市長の給料と同様に平成7年12月に議長が58万円、副議長が51万円、議員が47万円にそれぞれ引上げの改定がされ今日に至っているが、地方分権の進展に伴う議会の果たすべき役割と責任の増大を踏まえ、帯広市議会は平成22年3月に帯広市議会基本条例を制定し、議会論議の活性化や市民意見交換会に取り組むなど、市民に分かりやすい、開かれた議会運営を進めており、議員としての活動が増加してきている状況にある。

また、次回の市議会議員選挙から、議員定数を現行の32人から29人に削減することがすでに決定されており、今後、議員一人当たりの活動量が相対的に増加すると考えられる。

こうした状況を踏まえ、議員報酬の改定の方向性について審議を行った結果、現行の水準からの引上げという選択肢もあり得るが、道内他都市との比較や市民理解の視点を考慮し、現行の水準を維持することが適当であると考える。

結びに

市長及び副市長の給料並びに議員報酬等を審議するに当たっては、幅広い層からの意見を慎重に検討することはもとより、中期的な視点に立って、社会経済状況の変化等を踏まえることが適切であると考える。

よって、次期以降は、市長並びに議員の任期を目途とした一定期間ごとに改定の必要性等を審議することが望ましいことを付記するものである。

(参考)

平成25年度帯広市特別職報酬等審議会 開催概要

1 委員名簿（平成25年6月4日時点）

会長 金山 紀久

委員 石山 良明

同 稲毛 政宏

同 栗田 律子

同 合田 璃智子

同 辻 晴子

同 矢野 公信

2 審議状況

第1回（6月4日） 給料等についての現状把握

第2回（7月16日） 給料及び議員報酬の望ましいあり方①

第3回（8月26日） 給料及び議員報酬の望ましいあり方②

第4回（9月13日） 給料及び議員報酬の望ましいあり方③

第5回（10月21日） 答申取りまとめ